# 1. 景観の将来像と基本方針

# 1-1 景観の将来像

本市の景観特性と課題を踏まえ、景観まちづくりを進めるにあたって、「景観の将来像」を掲げます。

# 菊池川が育んだ味わい深い景観を語るまち

本市は、菊池川の恵みを受けた商業や農業、水運、玉名温泉、干拓、山の資源や丘陵を活かしたみかん畑や石垣、古墳文化など、自然の恵みを受けて発展してきました。こうした景観は、訪れる度に良さを実感していく『味わい深い』魅力があり、落ち着いた景観がつくられています。これが本市の特徴・らしさとなっており、今後も大切にしていくことが重要です。

こうした景観は、先人たちの活躍によりつくり守られ、"玉名市の景観"として目に映っています。私たちが、これを本市の宝として受け継ぎ、市民にとっても、来訪者にとっても心地良い景観として未来に伝えることは使命であり責任です。

この受け継いだ宝"玉名市の景観"の価値を高め、未来へつなぐためには、みんなが景観について興味や関心、問題意識を持って景観を『育て』、わたしたちが自信を持って、玉名の景観を『語る』ことがとても大切です。このような考え方により、『菊池川が育んだ味わい深い景観を語るまち』を景観の将来像として掲げます。 ビジョンの実現にあたっては、まず、景観に興味・関心・意欲のある市民や団体が景観まちづくりを率先して行い、市民を巻き込むきっかけをつくります。

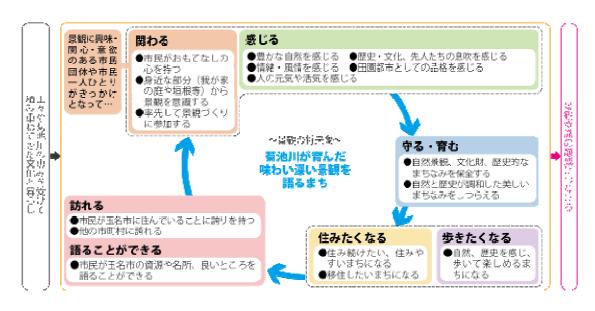
市民一人ひとりが景観について関わりを持つことで、玉名の景観を感じ、意識することが、守り育むための行動・ 活動につながります。

こうした活動が行われることで良い景観が育まれ、住みたくなる、歩きたくなる魅力的なまちがつくられます。

魅力が高まることで、市民が誇れるまちとなり、自信をもって玉名を語れる市民が増えていきます。これにより、景観に興味・関心・意欲のある市民や将来を担う子どもたちが増えることとなります。

また、「語る」という言葉には、熊本弁の仲間に加わるという意味の「かたる」という意味も込めています。 これら一連の取り組みが循環し積み重なることで、『菊池川が育んだ味わい深い景観を語るまち』が実現し、 景観意識の醸成につながります。

#### [将来像の考え方]



# [味わい深い玉名の景観(代表景観)]

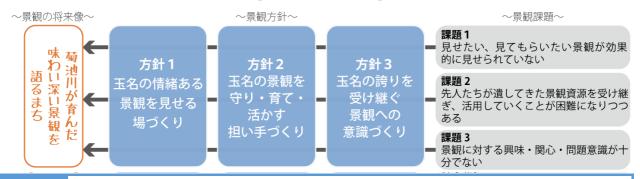
玉名市では、下表の景観が各地で見られます。これらは、本市で生まれ、積み重なり、豊かな深みが表れた、味わい深い景観となっています。

		が、「妖賊となり(いより。		<b>文的</b>	
		信仰	農林水産	商工	その他
	海				
	JII				
自然的	平野				
	臣				

# 1-2 景観形成の基本方針

本市の景観に係る課題に対応し、将来像を実現するために、以下の景観まちづくりの基本方針を掲げます。

#### [課題と方針の関係性]



#### 方針1 玉名の情緒ある景観をみせる場づくり

- ❖ 効果的な景観づくりのためには、今ある景観資源を磨き、手入れをして、よりよく"魅せる"工夫が重要となります。玉名らしいすばらしい景観を魅せるために、景観資源が持つ特長や独自性、歴史性、文化性を捉えた"情緒ある"演出を行います。
- ❖ 効果的に景観を魅せるためには、"ある視点場に立って、見たい対象が見えやすい状況にある"ことが大切であるため、本市の良い景観を望むことができる視点場や眺望点の掘り起こしと設定を行います。さらに、建築物や工作物、屋外広告物、遺跡等、景観資源そのものを磨き上げ、周辺の雰囲気づくりなどと合わせ、しつらえを整えます。この考え方のもと、地域住民が「心地良い」と思い、来訪者に「行きたい」と感じてもらえる戦略的な景観づくりを図ります。

# 方針2 玉名の景観を守り・育て・活かす担い手づくり

- ❖ 現在の景観は、先人たちの努力により長い年月を経て積み重なっています。これは、本市の宝・誇りであり、他にはない「玉名らしさ」を表現する資源です。この資源を守り、育て、活かしながら、景観形成を進めていくことが大切です。
- ❖ こうした景観資源の継承や良好な景観形成には、市民、事業者をはじめ、景観まちづくりに取り組まれている個人・団体が担い手となり、その活動を行政がサポートしながら進めていくことが効果的です。脈々と受け継がれてきたこれらの景観を後世に残し、良好な景観形成を進めていくため、特に、景観まちづくりに携わっている人材と連携を強化・支援しながら、担い手の裾野を広げ、育てる取り組みを進めます。

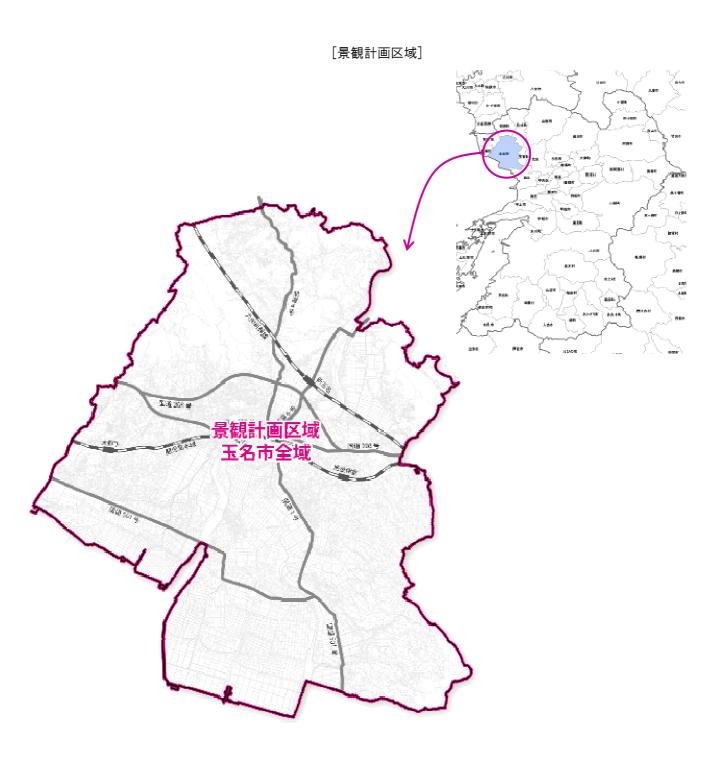
# 方針3 玉名の誇りを受け継ぐ景観への意識づくり

- ❖ 景観は、人と自然の営みの表れです。特に、人の営みは変化が早く、人々の景観への興味・関心の有無、考え方や思想は多様であることから、良くも悪くも景観に影響を与えやすい傾向があります。このことから、良好な景観形成には、市民一人ひとりが景観に興味・関心を持ち、「玉名市の景観を良くしよう」とする意識を持つことが重要です。
- ❖ そのため、市民には、景観づくりの意義や重要性を伝えるだけでなく、玉名の景観資源やその資源の歴史・文化的背景についても発信・教育することで、市民が玉名の景観の価値や良いところを認識し、"誇り"を醸成する取り組みを進めます。
- ❖ さらに、効果的な景観形成に向け、景観まちづくりの熟度に合わせて少しずつ景観を育てていく、 身の丈にあった景観形成基準(きまり)を定めます。

# **2. 景観計画区域**(法第8条第2項第1号関係)

山林、河川、田園、市街地など、景観は連続性を持っており、それぞれが一体となって、人々の目に映っています。また、景観形成や景観まちづくりは、本市全体で推進することで、景観の魅力向上(ベースアップ)につながります。

そのため、景観計画区域は、「本市全域」とします。



# 3. 景観形成方針

# 3-1 景観形成方針の考え方

市全体の"景観課題"と"景観の将来像"を踏まえ、「景観形成方針」を設定します。

景観形成方針を設定するにあたって、市の成り立ちや景観の構成状況を踏まえると「山の恵みとともに育 まれた暮らし」の景観と「菊池川とともに発展した暮らし」の景観に大別できます。

それぞれを実情に合わせて"山の恵みとともに育まれた暮らし"では、「山林・集落景観ゾーン」「みかん畑・ 集落ゾーン」に分け、また、"菊池川とともに発展した暮らし"では、「菊池川流域景観ゾーン」「市街地景観 ゾーン」「田園景観ゾーン」「干拓景観ゾーン」に分けて景観形成方針を整理しています。

それらの景観づくりに合わせて、各景観ゾーンの総合的な眺めとして、「景観をつなぎ魅せる場所」である、 「幹線道路景観ゾーン」と「眺望点」に関する方針を定めています。

また、本市の風土や信仰から生まれた文化的行事やイベント(非日常の景観)も、方針として整理してい ます。

#### 「景観形成方針の大分類〕

#### 山の恵みとともに育まれた暮らし

- 市内には広く分布する阿蘇の灰石(阿蘇溶結凝 菊池川は玉名市を南北に貫き、市全体に恵みを 灰岩)は、古くから古墳や横穴、石橋や石垣など に使われてきました。
- 小岱山の麓では、豊かな水田が広がり、集落がつ くられ、人々の暮らしが営まれてきました。
- 一方、熊ノ岳、三ノ岳の丘陵では、石垣とみかん 畑が広く分布し、みかん栽培を生業としている農 かん畑の風景を愛しており、草枕でも描写されて います。
- こうした山の恵みを受けて、文化や産業が生ま れ、魅力的な景観が形づくられてきました。

#### 菊池川とともに発展した暮らし

- 与えてきました。
- 重要な港であった高瀬には、藩の米蔵が置かれ、 経済の中心として発展しました。
- 海外貿易拠点であった伊倉地区や港町であった 大浜地区など、菊池川と共に水運で栄えてきた町 があります。
- 村集落で生活が営まれてきました。夏目漱石もみ かつて立願寺温泉と呼ばれ、1300 年もの歴史を 持つ玉名温泉街がつくられました。
  - 田園では、菊池川水系の恩恵を受けて、豊かな 農業が営まれてきました。また、干拓地では、石 づくりの堤防や樋門等の土木施設がつくられ、豊 かな農地が築造されたことで、本市の産業を支え てきました。
  - このように、菊池川は加藤清正の時代から治水事 業により形を変えながらも、市の発展を支え、現在 の景観が形づくられてきました。

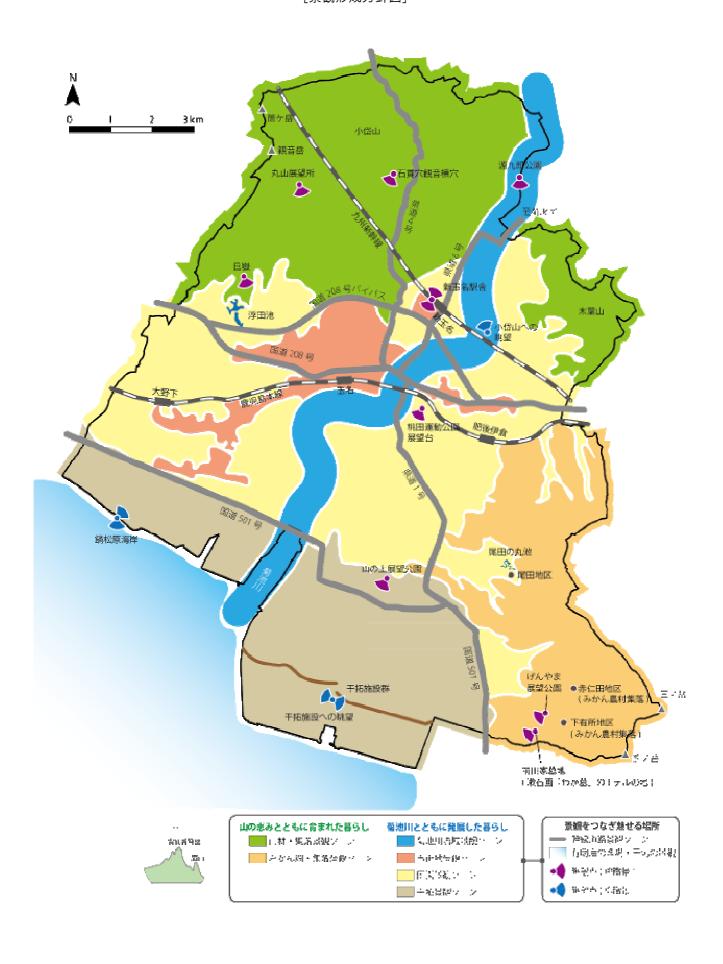
#### 景観をつなぎ見せる場所

- ぎ、人や車等の行き来に非常に重要な交通の基 盤です。多くの人が道路沿道の連続的な景観を 見ることができます。
- 有明海では、ノリ養殖などの漁場や広大な干潟を 見ることができ、雄大な景観を見せています。

#### 玉名の風土・信仰が生んだ非日常の風習

- 幹線道路は市外や市内の各景観ゾーンをつな● 本市の自然や風土、人々の営みや信仰等から 生まれた、伝統行事・祭事・イベントが継承され ています。
  - 伝統行事・祭事・イベントは、春夏秋冬で非日常 の景観を見せています。

# [景観形成方針図]



# 山の恵みとともに育まれた暮らし

# 山林・集落景観ゾーン

#### ■ゾーンの特性

- ❖ 本市北部には小岱山、東部には木葉山、東南部では熊ノ岳・三ノ岳、玉名平野には横島山が位置しています。
- ◆ これらの山々は、本市の周りを取り囲み、豊かな濃い緑を見せ、玉名平野の背景となっています。
- ❖ 山々の恩恵により今日の豊かな生活や文化が育まれ、豊かな緑は、憩いや安らぎを与えており、登山やレクリエーションなどで市民から親しまれています。
- ❖ 石貫穴観音横穴を守る石貫安世寺地区など、魅力的な集落景観が所々に見られます。
- ❖ 繁根木川は、玉名地域を縦に分かつ菊池川の支流であり、昔から市民に親しまれてきた川です。



小岱山



熊ノ岳・三ノ岳



木葉山



石貫安世寺地区



繁根木川

# ■景観形成方針

# 玉名を取り囲む緑豊かな山々と文化を魅せる景観づくり

- ❖ 山林・河川をはじめとした、豊かな自然資源や生態系を保全します。
- ◆ 山林・河川景観に配慮しつつ自然資源を活かし、ふれあうことができる環境をつくります。
- ◆ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は、山林・河川景観との調和に配慮します。
- ◆ 集落では、集落それぞれの特徴を活かし、地域特有の歴史を継承する景観づくりを行います。また、 農業の振興や担い手の確保、農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工 夫を行います。

# みかん畑・集落ゾーン

#### ■ゾーンの特性

- ❖ 天水地域における熊ノ岳、三ノ岳のなだらかな丘陵地帯に、広大な果樹園(みかん畑など)景観が広がっています。
- ◆ 全国でも上位を争うトップクラスの生産量を誇るみかんの大産地となっています。
- ❖ みかん畑には、石垣が築造されている場所もあり、特徴的な景観となっています。
- ◆ みかん農村集落(赤仁田地区:熊本県農村景観コンクール美しき村賞、下有所地区:熊本県農村 景観コンクール農村景観大賞)の魅力的な集落景観が所々に見られます。また、天水地域は、「田 園空間博物館(農林水産省)」に位置づけられています。
- ◆ 小天は、夏目漱石が愛した地とされ、小説「草枕」にみかん畑が描写されています。
  - ▶ 作中、「那古井の宿」として前田家別邸や「老隠居」として前田案山子も登場し、前田家に 関わる資源が遺されています。
- ❖ オレンジロード(広域農道)では、道路の両側や遠景にみかん畑が広がる美しい景観となっています。



みかん畑の石垣



みかん畑の展望



赤仁田地区







下有所地区



オレンジロード

#### ■景観形成方針

# 石垣となだらかな斜面に広がるみかん畑と集落を魅せる景観づくり

- ◆ 果樹栽培の振興や担い手の確保に努め、美しい果樹園景観の維持に努めます。
- ◆ 農機具や農業資材等の整理整頓や石垣の手入れなど、果樹園を美しく魅せる工夫を行います。
- ◆ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は果樹園景観との調和に配慮します。
- ❖ 郊外の集落では、集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを 行います。

# 菊池川とともに発展した暮らし

# 菊池川流域景観ゾーン

#### ■ゾーンの特性(菊池川)

- ❖ 本市を北から南に縦断する菊池川は、迫力のある雄大な河川景観となっています。
- ❖ 菊池川は、流域の大地をうるおし、古墳文化を開花し、生活を支えてきた恵みの川であり、河川交通として唯一「歴史の道百選」に選ばれています。玉名市は菊池川から多くの恩恵を受けて発展してきました。
- ❖ 菊池川に沿って、堤防にハゼ並木が整備されている区間があり、秋にはきれいな赤色の葉を見せます。
- ❖ 高瀬裏川には、石垣や船着場など商家町、港町として繁栄してきた歴史的遺産が今も数多く残っています。







菊池川

菊池川堤防のハゼ並木

高瀬裏川

# ■景観形成方針

# 雄大な菊池川を魅せる美しい景観づくり

- ❖ 菊池川の雄大さや美しさを引き立たせる堤防、河川敷の景観をつくります。
- ❖ 菊池川堤防のハゼ並木や雑草等の手入れを行い、美しい河川景観をつくります。
- ❖ 彩度の高い派手な橋りょうを避け、河川景観の調和に配慮します。
- ❖ 高瀬裏川から高瀬船着場跡においては、魅力的な歴史的資源が遺されており、市を代表する観光拠点であることから、特に配慮した景観づくりを行います。

#### ■ゾーンの特性(菊池川とともに発展したまちなみ)

- ❖ 高瀬は、菊池川の恩恵を受け、早くから海外渡航や貿易拠点として重視されていた港で、熊本藩の 米蔵と船着場がおかれ、商人のまちとしても栄えてきました。
- ◆ 大浜、伊倉においても、港町の名残をとどめている風情のある歴史的な建築物が立地しているまちなみが見られます(大浜地区:菊池川水運と共に支えた港町、伊倉地区:中世の海外貿易拠点)。
- ❖ 風情ある建築物や看板等が見られますが、景観に影響を与える建築物や屋外広告物の立地も見られます。







高瀬の町並み

大浜地区

伊倉地区

# ■景観形成方針

#### 歩きたくなる居心地の良い景観づくり

- ❖ 建築物や工作物のしつらえを工夫し、魅力があり居心地の良い空間となるまちなみ景観をつくります。
- ❖ 高瀬エリアにおいては、魅力的で風情のある建築物が見られ、市を代表する観光拠点でもあることから、特に配慮した景観づくりを行います。
- ❖ 屋外広告物は、まちなみの雰囲気や特徴を的確に把握し、景観に配慮して設置するよう努めます。
- ◆ 集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

# 市街地景観ゾーン(おおむね用途地域内)

# ■ゾーンの特性

- ❖ 低層の戸建て住宅を中心とし、店舗や工場等が混在したまちなみが広く分布しています。
- ◆ 多種多様な屋外広告物が乱立しています。
- ◆ 県北の拠点として、田園景観の中に新玉名駅と新市街地の骨格(道路基盤)が整備されており、色彩に 配慮した店舗が立地しています。今後、景観に配慮した新しい市街地形成が期待されています。
- ◆ 寺社・仏閣をはじめ、特徴的な登録文化財が見られます。
  - ▶ 繁根木八幡宮、疋野神社、蓮華院誕生寺本院など
  - ▶ 県立玉名高校の本館、前庭池、正門(登録文化財)など



玉名温泉街



しらさぎの足湯



新玉名駅



駐車場での花植



色彩に配慮した店舗



玉名駅前

# ■景観形成方針

# まちなみに付加価値をつける景観づくり

- ◆ 建築物や工作物の形状や色彩は、周辺のまちなみとの調和に努めます。
- ❖ 屋外広告物は、景観に配慮し、一定の秩序を持って設置するよう努めます。
- ◆ 市街地では、庭先の手入れや花植え等により、景観の価値を高める工夫に努めます。
- ❖ 玉名温泉街では、温泉街の雰囲気を醸しだす風情のあるまちなみ景観の醸成に努めます。

# 田園景観ゾーン

#### ■ゾーンの特性(田園)

- ◆ 市域面積の5割弱が田園となっています。
- ❖ 玉名平野では、遠方まで見通せる広大な田園景観が広がっています。
- ❖ 本市の東部の伊倉地域では、玉名平野の田園と異なり、斜面林に囲まれた田園景観となっています。
- ❖ 山田日吉神社では、見事な藤が育てられ、多くの人が魅了されています。また、神社からまっすぐ馬場と呼ばれる参道に沿って白山十二坊といわれる坊跡の区画に住宅が建ち並ぶ景観が見られます。







田園(玉名)

斜面林と田園(伊倉)

山田日吉神社の参道

#### ■景観形成方針

# 手が行き届いた、四季折々の美しい広大な田園と文化あるまちなみを魅せる景観づくり

- ◆ 農業の振興や担い手の確保に努めます。
- ❖ 農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。
- ❖ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は田園景観との調和に配慮します。
- ❖ 郊外の集落では、集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

#### ■ゾーンの特性(ため池など)

- ◆ 農業用水確保のため、各所にため池がつくられました。
- ❖ 浮田池は、農業の水不足の解消と灌漑区域の拡大に向けて築造され、山林に囲まれた景観となっています。
- ❖ 尾田の丸池は、清流尾田川の水源として熊本名水百選にも選ばれており、わき水は農業用水として 利用され、周辺住民に親しまれています。複数ある湧水地をつなぐように九十九曲がりと呼ばれる 複雑な流れ方をしている独特な景観となっています。





尾田の丸池



九十九曲がり 出典:国土地理院ウェブサイト (地図・空中写真閲覧サービス)

# ■景観形成方針

# 水源や水質、豊かな生態系を保全し、水に親しむ景観づくり

- ❖ ため池の周辺では、雑草の除去や工作物、屋外広告物等の配慮など、居心地を高める工夫をします。
- ❖ 浮田池では、山林に囲まれた豊かな緑を活かして、水源の確保や水質の向上とともに、水に親しむ 景観づくりに努めます。
- ❖ 尾田の丸池では、水源や水質を保全しつつ、九十九曲がりの川の流れや人々が水にふれあい親しむ 景観づくりを図ります。

# 干拓景観ゾーン

# ■ゾーンの特性

- ❖ 江戸時代から干拓が盛んに行われ、昭和の国営横島干拓まで 75 ヶ所の干拓地が拓かれました。最も古い干拓地は加藤清正の時代から、最も新しい干拓地は昭和 42 年(1967 年)であり、約 330 年かけて築造されました。
- ❖ 市南部の干拓エリアでは、田畑とハウス栽培を中心とした農業が営まれており、広大な田園景観が 広がっています。
- ◆ 電照されたビニールハウスは、幻想的な景観となっています。
- ❖ 横島・大浜地区では、干拓の歴史を物語る重要文化財「旧玉名干拓施設」が築造されており、干拓地としての独特な景観となっています。
- ❖ 港いこいパークでは、甲辰川の両岸に親水空間が整備されており、レクリエーションや憩いの場として使われています。



干拓地の田園



田園(ハウス)



干拓施設(堤防)



港いこいパーク



横島山

# ■景観形成方針

# 干拓の歴史と田園を魅せる景観づくり

- ◆ 農業の振興や担い手の確保に努めます。
- ◆ 農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。
- ◆ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は田園景観との調和に配慮します。
- ❖ 干拓施設を適切に管理し、田園景観と一体で魅せる景観づくりに努めます。

# 景観をつなぎ魅せる場所

# 幹線道路景観ゾーン

# ■ゾーンの特性

- ❖ 国道 208 号では、店舗が沿道に立地していますが、まちなみ景観に影響を与える高彩度の色彩を持つ建築物や屋外広告物の乱立が見られます。
- ◆ 国道 208 号バイパスや国道 501 号、県道 1 号、県道 6 号は田園景観の中を横断しており、沿道に店舗や屋外広告物の立地は比較的少ない状況です。なかには、並木が整理されている区間があり、田園景観と調和したきれいな道路景観が整備されています。



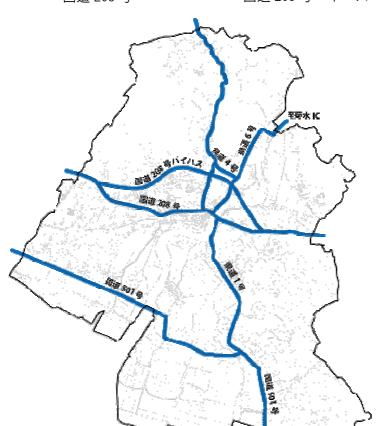
国道 208 号



国道 208 号バイパス



国道 501 号



県道1号



県道6号



県道4号

#### ■景観形成方針

# 【中心部(用途地域内)】にぎわいと品格ある沿道景観づくり 【中心部以外】田園と調和した景観づくり

- ❖ 中心部(国道 208 号、県道 4 号)の幹線道路では、本市の中心部としてのにぎわいをつくりつつ、 建築物や工作物、屋外広告物の色彩、形状等の品格の高い沿道景観をつくります。
- ❖ 中心部以外の幹線道路では、山林や田園の景観と調和した並木や花植え、屋外広告物の景観への配慮など、美しい道路景観づくりに努めます。

# 眺望点

#### ■眺望点の特性

- ◆ 玉名平野や菊池川を見下ろし、雲仙普賢岳まで見渡せる俯瞰景(高い所から見下ろす景)の眺望点が各所にあります。特に、実山展望公園からは、眼下に広がる玉名平野やみかん畑、遠景に望む雲仙普賢岳の眺望は、圧巻です。
- ◆ 一方、玉名平野から小岱山や熊ノ岳、三ノ岳、木の葉山の美しい稜線を見渡せる仰瞰景(低い所から見上げる景)の眺望点が各所に見られます。また、干拓施設を見通せる眺望点も特徴的です。
- ❖ 天水地域では、夏目漱石が描いた「わが墓」のモデルとなった眺望点があります。
- ❖ 熊本県北唯一の海水浴場である松原海岸が整備され、白浜と松原が美しい景観をつくっています。近景は白浜と松原、中景は干潟と海苔の養殖の様子、遠景は雲仙普賢岳が見え、壮大な景観となっています。 夏になると、大勢の海水浴客によりにぎわいを見せます。
- ◆ 九州新幹線新玉名駅からは、周辺の田園景観が遠景まで見渡せます。また、短時間ではありますが、新 幹線の車窓からも玉名の景観を見ることができます。JR 鹿児島本線からも、市街地や田園風景が車窓 から見られます。



実山展望公園からの眺望



干拓施設の眺望



玉名平野からの山並みの眺望



漱石画「わが 墓」のモデル となった眺望



有明海・白浜・松原の眺望



新玉名駅舎からの眺望



有明海と漁場、干潟の眺望



日嶽

# ■景観形成方針

# 玉名市の良さを実感できる眺望点づくり

- ❖ 本市の良さや魅力を伝える眺望点の掘り起こしと設定を行います。
- ❖ 眺望点では、最も望ましい眺望となるよう、適切に木々の剪定や景観阻害要因をなくすなど、周囲の景観づくりを行います。
- ◆ 有明海の干潟、漁場(ノリ養殖等)の産業を守ります。

# 玉名の風土・信仰が生んだ伝統行事・祭事・イベント

# 伝統行事・祭事・イベント

# ■伝統行事・祭事・イベントの特性

- ❖ 本市では、各地で伝統行事や祭事、イベントがあり、市民に親しまれています。
- ❖ 伝統行事・祭事、イベントでは、神社などの固有の場で実施するものや、まちを練り歩いて実施するものがあります。そこでは、色とりどりの衣装を纏った人々、まちを練り歩く行列、はためく矢旗、多くの人でにぎわう様子など、日常のまちなみに非日常が重なる独特な景観を見せています。



練り嫁行列 (伊倉南北両八幡宮春秋季大祭)



梅林天満宮流鏑馬



伊倉南北両八幡宮春秋季大祭



玉名納涼花火大会





玉名神楽フェスティバル



繁根木八幡宮秋季大祭

# ■景観形成方針

# 玉名に根付く伝統を魅せ、次世代に残す

- ❖ 継続的に伝統行事・祭事を執り行い、後世に継承するとともに、保存を行います。
- ❖ 継続的に魅力的なイベントを実施します。
- ◆ 市民の皆さんは、積極的に伝統行事・祭事・イベントに関わり、楽しみます。

# 4. 玉名市における景観形成

# 4-1 景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区

景観計画区域を市全域として、全市で景観形成を進めますが、景観意識の度合い、景観に与える影響度(イメージアップ)、市民の関心度(注目度)に差があります。そのため、市全域で一斉に、一律に景観形成を進めていくことは効果的ではありません。

まずは、市民の関心が高く、市全体の魅力が高まる効果が高い地区で重点的に景観づくりを行うことで、 市の景観づくりの手本となるモデルをつくり、市民の景観に対する意識の醸成につなげることが重要です。 そのため、積極的に景観誘導を行う「景観形成推進地区」の設定を検討します。

将来的に重点的な景観形成を図るべきと思われるが、景観資源の有無や地域住民の景観意識の熟度が低いなどの理由で景観形成推進地区と位置づけるまでに及ばない地区を<u>「景観形成準備地区」</u>として位置づけ、地区の景観意識の熟度に合わせた段階的な景観まちづくりの仕組みの導入を検討します。

上記以外の地区は、<u>緩やかな規制である「一般地区」</u>とし、景観意識の醸成や機運の高まりによって、景観形成準備地区や景観形成推進地区にステップアップしていく仕組みとします。

なお、景観形成推進地区や景観形成準備地区と関わりが深い地区では、両者の景観形成と<u>連携することで、</u> 景観に対する意識付けや波及効果を狙った景観形成を図る、相乗効果が期待できます。

これらに加え、本市は、周囲の山々の眺望点から雄大な景観を見ることができますが、これは、あらゆる 建築行為等の結果の表れであり、常に、眺望景観を意識することが大事であることから、「眺望景観保全地区」 を市全域に設定します。

#### 「段階的な地区区分の考え方等」

#### 「景観形成推進地区」で集中的な景観づくり

- ✓ 地区独自の『景観形成の目標』『景観形成基準』の設定により、積極 的に景観形成を実践していく。
- ✓ 景観形成基準は、一般地区及び景観推進準備地区よりも具体的かつ制限の強い『独自基準』を設定する。

# 連携

景観に対す る意識付け、波及効 果を狙った 景観形成

#### 「景観形成準備地区」で景観意識を高めながら景観づくり

- ✓ 地区独自の『景観形成の目標』を設定する。
- ✓ 市全域に共通した『ゆるやかな景観形成基準』を設定する。



#### 「一般地区」でゆるやかな景観づくり

- ✓ 景観形成基準は定めるが、具体的な基準は設けず、景観形成の大きな 方向性を定める。
- ✓ 市全域で共通した『ゆるやかな景観形成基準』を設定する。

# 眺望景観保全地区(市全域)

✓ 市全域を対象に、眺望を意識した景観保全を図る。

# 特定施設届出地区(指定路線)

✓ 指定した幹線道路沿道の民間施設について、景観誘導を図る。

次のステップに移行 景観意識の醸成や機運の高まりによって

# 4-2 地区区分

前ページの地区区分の考え方に基づいて、地区区分を設定し、景観形成を進めます。

#### [地区区分]

#### 景観形成推進地区

一般区域よりも強い 独自の景観形成基準を定める地区

- 一般地区よりも強い景観形成基準を定める地区で、景観形成基準の効果が表れやすい地区。
- 景観に関する事業があり、玉名市の景観形成をリードする地区。
- 建築行為等が行われやすく、景観が乱れる 可能性のある地区。
- ❖ 高瀬・裏川地区
- ❖ 新玉名駅周辺地区
- ❖ 山田日吉神社周辺地区
- ❖ 石貫安世寺地区

#### 景観形成準備地区

景観活動の推進を主とし、 機運を高める地区

● 一般地区よりも強い景観形成基準を指定 しにくい、または、効果が薄いために、ソ フト的な景観活動による効果が高いと考 えられる地区。

- ❖ 大浜・伊倉地区(連携地区)
- ❖ 玉名温泉街地区
- ❖ 旧玉名干拓施設周辺地区

#### 一般地区

左記の 地区以外

# 眺望景観保全地区

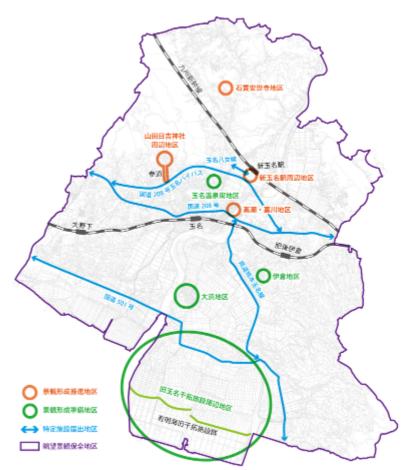
眺望景観の意識を高める地区(市全域)

● 市全域を区域に設定し、眺望の意識を高める。

# 特定施設届出地区

幹線道路沿道の景観誘導を図る地区

● 幹線道路沿道で良好な景観を形成する。



# 4-3 地区別の景観形成

# 4-3-1 一般地区

#### ■景観形成の目標

# 景観形成方針に基づき、玉名らしい景観形成を図ります

山林・集落景観ゾーン、みかん畑・集落ゾーン、菊池川流域景観ゾーン、市街地景観ゾーン、田園景観ゾーン、干拓景観ゾーンそれぞれの景観形成方針に基づき、各地区の歴史・文化・生活・生業などに適した景観形成を図ります。

#### ■届出対象行為 (景観法第16条第1項)

一般地区における届出対象行為を以下のように定めます。

#### 「一般地区の届出対象行為の基準】

	行為の種類※1	規模**2		
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若し くは撤去又は外観を変更する こととなる修繕、模様替え若 しくは色彩の変更	高さが 13mを えるもの	超えるもの、又は建築面積が 1,000 ㎡を超	
		柵・塀	高さが2mを超えるもの	
	新設、増築、改築、移転若し くは撤去又は外観を変更する こととなる修繕、模様替え若 しくは色彩の変更	橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょう で、規模にかかわらず全て	
工作物の 建設等		その他 工作物 <sup>※3</sup>	高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て 又は干拓を含む土地区画形質 の変更	変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの又は高さが 5 mを超え、かつ、長さが 10mを超える法面若しくは 擁壁を生じるもの		
鉱物の掘採又は当	上石の採取	地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超える もの、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超え る法面若しくは擁壁を生じるもの		
木竹の伐採		伐採面積が3,000 ㎡を超えるもの ただし、森林保護のための行為(間伐等)は除く		
屋外における土石 その他の物件の地	5、廃棄物、再生資源 推積		90 日を超えるもののうち、行為に係る面積 えるもの又は高さが2mを超えるもの	

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。
- ※3 その他工作物: 玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号~第12号までをいいます。
  - 例:記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等)広告塔または広告板

# ■景観形成基準 (景観法第 16 条第 3 項)

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。

届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。 景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。

# [一般地区の景観形成基準]

行為		Ę	<b>事項</b>	L <sup>一</sup> 版地区の京観形成基準」			
	建築物の建築等		拉置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。			
			意匠	<ul> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>			
	连 築 等		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。			
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。			
		敷地の緑化		<ul><li>●敷地内は極力緑化に努める。</li><li>●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li></ul>			
	栅 ·塀	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。			
		•	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする			
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。			
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。			
工作物		緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。			
の	橋り	外観	意匠	●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとと もに、川岸からの見え方にも配慮する。			
設等	ょう	7 1 H/G	色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。			
			拉置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置と する。			
	その他工作物	外観	意匠	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li><li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li><li>●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。</li></ul>			
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。			

行為	事項	基準		
	土地の形状	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和		
土地の区画形質の	及び緑化	に配慮するとともに、緑化に努める。		
変更	法面又は	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に		
	擁壁の外観	努める。		
	及び緑化	●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。		
	>±-±+	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の		
鉱物の掘採又は	遮蔽及び緑化	場等からの遮蔽に配慮する。		
土石の採取	法面又は擁壁の	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との		
	外観及び緑化	調和に配慮し、緑化に努める。		
		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持		
木竹の低	<b>戈</b> 採	できるように努める。		
		●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。		
		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。		
屋外における土石、原	<b>廃棄物、再生資源</b>	●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀な		
その他の物作	件の堆積	どによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの		
		見え方に配慮する。		

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

#### 4-3-2 景観形成準備地区

#### ■景観形成の目標

# 大浜•伊倉地区

# 大浜地区と伊倉地区の景観資源を掘り起こし、 住民の景観に対する意識を高めます

大浜地区と伊倉地区の歴史・文化を表出するため、 景観資源を掘り起こすとともに、景観まちづくり活動 や魅力の発信を進め、景観形成に向けた住民の意識醸 成を図ります。

また、菊池川を通じて、歴史的に関係が深い「高瀬・ 裏川地区」と連携した景観形成により、より魅力ある 景観をつくります。





大浜地区

伊倉地区

#### <高瀬・裏川地区との連携>

大浜地区と伊倉地区は、菊池川を通じて、「高瀬・ 裏川地区」と密接な関係があります。「高瀬・裏川地 区」の景観形成の考え方や動向を踏まえて、連携しな がら、大浜・伊倉地区の景観形成を進めます。

#### 区域の範囲

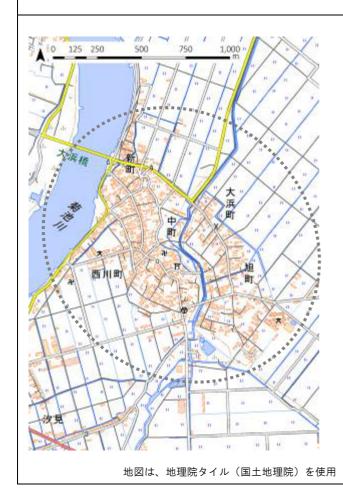
菊池川と有明海を結ぶ水運・海運の拠点としての名 残りである廻船問屋が現存する市道大浜町外平線を 中心とした一帯

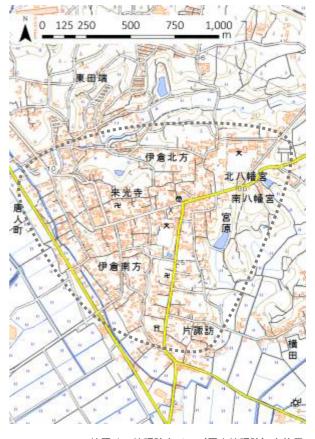
大浜地区

玉名市大浜町(上町区・中町区・新町区・瀬戸町区・ 下町区・天神町区・西川町区・旭町区) 伊倉地区

中世の港町として栄えたまちなみを残す市道伊倉中 北宮原線を中心とした一帯

玉名市伊倉北方(西田端区・唐人町区・新町区・本村区・下中町区・船津区・堀川町区・区・宮原村・宮原町・東田端区・南方区・中町区・上町区・片諏訪区)





地図は、地理院タイル(国土地理院)を使用

# 玉名温泉街地区

# 玉名温泉の歴史が表れた、 情緒あるしつらえを整えます

1300 余年の歴史を持つ玉名温泉の雰囲気をつくるため、景観阻害要因を排除しつつ、現在の景観形成の取組を活発化して、情緒あるしつらえを整えます。





玉名温泉街

しらさぎの足湯

# 区域の範囲

# 立願寺公園を中心とした温泉施設が集積した地区 立願寺公園を中心とした温泉施設等が集積する地区(温泉区・下立願寺区・北岩崎区) 立願寺公園 名温泉 500 750 250

地図は、地理院タイル(国土地理院)を一部編集して使用

# 旧玉名干拓施設周辺地区(横島地区・大浜地区の一部)

# 干拓の歴史を受け継ぎ、干拓施設と田園景観が 一体となった景観を守ります

干拓地の歴史を後世に残すため、全国でも希有である重要文化財「旧玉名干拓施設」の保全を進め、景観阻害要因を排除しつつ、周囲の田園と一体で景観を守ります。





末広開樋門

干拓施設(堤防)



地図は、地理院タイル(国土地理院)を使用

#### **■届出対象行為**(景観法第16条第1項)

景観形成準備地区における届出対象行為を以下のように定めます。

# [景観形成準備地区の届出対象行為の基準]

	行為の種類**1	規模 <sup>※2</sup>		
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しく は撤去又は外観を変更するこ ととなる修繕、模様替え若しく は色彩の変更	高さが 13mを超えるもの、又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの		
		柵・塀	高さが2mを超えるもの	
	新設、増築、改築、移転若しく	橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、 規模にかかわらず全て	
工作物の 建設等	は撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	その他 工作物 <sup>※3</sup>	高さが 13m (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20m) を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの、※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て 又は干拓を含む土地区画形質 の変更	変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの又は高さが 5 mを超え、かつ、長さが 10mを超える法面若しくは 擁壁を生じるもの		
鉱物の掘採又は	土石の採取	もの、又は	の変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超える 高さが 5 mを超え、かつ、長さが 10mを超え くは擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が3,000 ㎡を超えるもの ただし、森林保護のための行為(間伐等)は除く		
屋外における土	石、廃棄物、再生資源 堆積		が 90 日を超えるもののうち、行為に係る面積 超えるもの又は高さが 2 mを超えるもの	

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。
- ※3 その他工作物: 玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号~第12号までをいいます。
  - 例:記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等)広告塔または広告板

# ■景観形成基準 (景観法第 16 条第 3 項)

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。

届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。 景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。

# [景観形成準備地区の景観形成基準]

				「景観形成準備地区の景観形成基準」 
:	行為事項		事項	基準
	建築物の建築等		位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。
			意匠	<ul> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	築 等		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。
		敷地の緑化		<ul><li>●敷地内は極力緑化に努める。</li><li>●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li></ul>
		位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。
	柵		意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	塀		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。
工作		緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。
物の建設等	橋り	外観	意匠	●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとと もに、川岸からの見え方にも配慮する。
等	よう		色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。
	_	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置と する。
	その他工作物	外観	意匠	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li><li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li></ul>
	177)		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。

行為	事項	基準		
土地の区画形質の	土地の形状 及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和 に配慮するとともに、緑化に努める。		
変更	法面又は 擁壁の外観 及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に 努める。		
鉱物の掘採又は	遮蔽及び緑化	<ul><li>動地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の 場等からの遮蔽に配慮する。</li></ul>		
土石の採取	法面又は擁壁の 外観及び緑化	<ul><li>●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との 調和に配慮し、緑化に努める。</li></ul>		
木竹の作	戈採	<ul><li>●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。</li><li>●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。</li></ul>		
屋外における土石、原 その他の物例		<ul><li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。</li><li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li></ul>		

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

# 4-3-3 景観形成推進地区

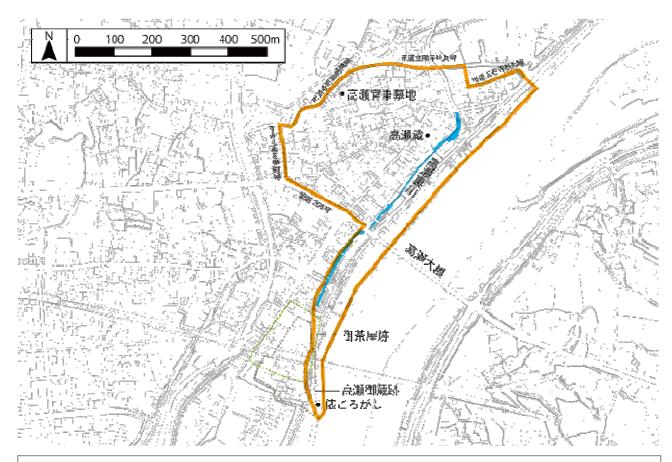
# 高瀬・裏川地区

#### ① 景観形成の目標

# 菊池川と共に発展してきた高瀬の景観として、修景やしつらえを整え、 景観資源が磨かれた、居心地のよいまちなみをつくる。

- 古い寺院や江戸期から昭和初期の町家造り建物が現存している。
- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気が醸し出されている。
- 景観資源が磨かれ、景観に対する意識が高まっている。
- 高瀬裏川では、石垣や石造りの橋が残されており、花しょうぶと相まって、独特の景観が見られる。
- 本市の景観形成のモデルとなっている。

# ② 対象地区



# 【区域】

高瀬地区景観形成住民協定区域、裏川水際緑地、高瀬船着場跡指定区域、俵ころがし水際緑地及びこれらの区域に接する菊池川河川区域(右岸)を範囲とします。

#### 【範囲)

国道 208 号以北	国道 208 号、市道立願寺横町線、市道寺町岩崎橋線、市道立願寺橋秋丸線、市道立
	願寺秋丸線、市道常安寺秋丸線、秋丸交差点を北限とする菊池川右岸河川区域
国道 208 号以南	玉名市高瀬字本町 261-2 地先から玉名市永徳寺字出口 414-32 地先にかけての裏川
	水際緑地、俵ころがし水際緑地、(玉名市指定文化財)高瀬船着場跡及び菊池川河川
ļ 	区域(右岸)を含む範囲

#### ③ 主な景観









#### ④ 届出対象行為

		規模 <sup>※2</sup>		
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは 撤去又は外観を変更することとな る修繕、模様替え若しくは色彩の 変更	規模にかかわらず全て		
		柵・塀	高さが 1.5mを超えるもの	
	#r=n, 124 hhr = 1/, hhr = 1/4 + ++- )	橋りょう	高瀬裏川に架かる橋りょうで、規模 にかかわらず全て	
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは 撤去又は外観を変更することとな る修繕、模様替え若しくは色彩の 変更	その他 工作物 <sup>※3</sup>	高さが5m (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの、然体本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又 は干拓を含む土地区画形質の変 更	規模にかか	わらず全て	
鉱物の掘採又は二	上石の採取	規模にかかわらず全て		
木竹の伐採		規模にかかわらず全て		
屋外における土2 その他の物件の5	石、廃棄物、再生資源 推積	規模にかかわらず全て		
自動販売機(屋タ	外)の設置	規模にかかわらず全て		
広告物の設置及び	<b>が外観の変更</b>	表示面積 1 90 日を超え	. ㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が えるもの	

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。
- ※3 その他工作物: 玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号~第12号までをいいます。
  - 例:記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等)広告塔または広告板

# ⑤ 景観形成基準

行	<b></b>	Ę	事項	基準			
		1	立置	●建築物の母 する。	産面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮		
			意匠	とする。 ●外壁、屋」 び周辺の景 ●付帯するD	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li><li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li><li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、建築物の様式や周辺の景観との調和に配慮する。</li></ul>		
	建築物の建築等			共通	<ul><li>●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。</li><li>●建築材料(木材や漆喰等)の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。</li></ul>		
			外観色彩	外壁 (基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(0 R(赤)~10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本 とする。なお、それ以外の色相(0 R(赤)~ 10Y(黄)以外)については、彩度2以下とする。 ※基調色:壁面面積の1/5以上を占める色		
49				外壁 (補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色:壁面面積の1/5未満を占める色		
				外壁 (強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色:壁面面積の1/20未満を占める色		
				屋根	<ul> <li>●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。</li> <li>●暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。</li> </ul>		
			材料	<ul><li>●周辺景観と調和するような材料を使用する。</li><li>●屋根には、極力瓦を用いる。</li></ul>			
		敷地の緑化			返力緑化に努めること。 rがある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
		1	立置		塀の位置との調和に配慮する。		
工 作 物	<b>∤Ⅲ</b> -	栅 • 外観 塀	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意 とする。			
物の建設等	1		色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。			
設 等			材料	●周辺景観と	:調和するような材料を使用する。		
		ŕ	录化	●柵及び塀の	)周囲については、極力緑化に配慮する。		

彳	 テ為	事項		基準
	橋り	外観	意匠	<ul><li>●高瀬裏川の歴史や特徴を生かすよう配慮する。</li><li>●高瀬裏川に架かる橋りょうは、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持する。</li></ul>
	ょう	クト年紀	色彩	<ul><li>●自然素材(石)を生かす。</li><li>●塗料(防腐処理も含む)を使用する場合は、彩度、明度の低い色彩とする。</li></ul>
工作物		1_	立置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した 位置とする。
の建設等	その他工作物	外観	意匠	<ul> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。</li> </ul>
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
		土地の形状 及び緑化		<ul><li>●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。</li></ul>
	の区画の変更	法面又は 擁壁の外観 及び緑化		<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。</li><li>●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに 擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりと する。</li></ul>
鉱物の	掘採又は	遮蔽及び緑化		<ul><li>●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。</li></ul>
土石	の採取	法面又は擁壁の 外観及び緑化		<ul><li>●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和 に配慮し、緑化に努める。</li></ul>
	木竹の伐採			<ul><li>●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。</li><li>●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。</li></ul>
		おける土石、廃棄物、 原その他の物件の堆積		<ul><li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。</li><li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li></ul>
自動		自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、 木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩によ り、周辺のまちなみ景観に溶け込むよう修景した場合は、こ の限りではない。

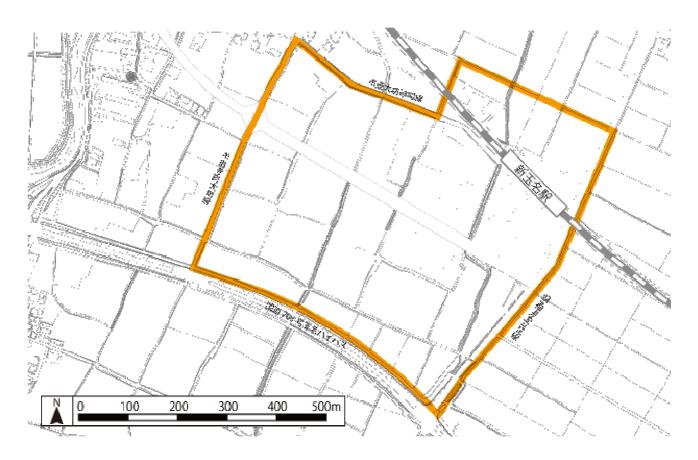
# 新玉名駅周辺地区

# ① 景観形成の目標

# 県北の玄関口として、品格を持ち、周辺の田園景観と調和した景観をつくる。

- 建築物等の意匠、色彩、屋外広告物などが秩序だって立地しており、県北の玄関口としての役割にふさ わしい、品格ある景観がつくられている。
- 駅周辺の古代の水田区画(条里制)を残す美しい田園景観に調和した景観誘導が行われている。

#### ② 対象地区



# 【区域】

新玉名駅周辺構想区域(35.6ha)とします。

# 【範囲】

次の路線に囲まれた範囲

市道寺町大坊線、国道 208 号玉名バイパス、県道玉名立花線、玉名市玉名字御琴 1148 地先から玉名市 玉名字田楽 1407 地先にかけての里道及び玉名市玉名字田楽 1417-1 地先から市道大坊迫間線までの里 道、市道大坊迫間線

#### ③ 主な景観









# ④ 届出対象行為

	行為の種類 <sup>※1</sup>	規模 <sup>※2</sup>		
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは 撤去又は外観を変更することとな る修繕、模様替え若しくは色彩の 変更	規模にかかわらず全て		
		柵・塀	高さが 1.5mを超えるもの	
工作物の 建設等			高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又 は干拓を含む土地区画形成の変 更	規模にかか	わらず全て	
鉱物の掘採又は出	上石の採取	規模にかか	わらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て		
屋外における土2 その他の物件の5	石、廃棄物、再生資源 推積	規模にかかわらず全て		
自動販売機(屋夕	ト)の設置	規模にかかわらず全て		
広告物の設置及び	<b>ド外観の変更</b>	表示面積 1 90 日を超え	㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が さるもの	

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。
  - 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。
- ※3 その他工作物: 玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号~第12号までをいいます。
  - 例:記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又 は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、 メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又 は処理する施設、自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等)広告塔または広告板

# ⑤ 景観形成基準

行為	<del>}</del>	事項		基準		
		位置		●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮 する。		
			意匠	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li><li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li><li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li></ul>		
			色彩	共通	●田園景観との調和に配慮するよう努める。	
建築物の建築等		外観		外壁 (基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相 (OR(赤)~10Y(黄))の彩度4以下、明度4以上 を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~ 10Y(黄)以外)については、彩度2以下、明度4 以上とする。 ※基調色:壁面面積の1/5以上を占める色	
選 築 等	建築等			外壁 (補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色:壁面面積の1/5未満を占める色	
				外壁 (強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り 高さの低い位置に使用する。 ※強調色:壁面面積の1/20未満を占める色	
				屋根	●暖色系色相 (OR(赤)~10Y(黄)) を用いる場合は、 彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、そ れ以外の色相 (OR(赤)~10Y(黄)以外) について は、彩度1以下、明度6以下とする。	
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。		
			敷地の緑化		<ul><li>●敷地内は極力緑化に努める。</li><li>●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li></ul>	
	栅•塀	位置		●周囲の柵	、塀の位置との調和に配慮する。	
工作物の建		外観	意匠	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li><li>●極力、開放的な意匠に努める。</li></ul>		
の建設等			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。		
			材料	<ul><li>●周辺景観と調和するような材料を使用する。</li><li>●腐食しにくい材料(または防腐処置)とする。</li></ul>		

行為		事項		基準	
			化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	
	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した 位置とする。	
工作物の建設等		外観	意匠	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li><li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li></ul>	
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	
土地の区画		土地の形状 及び緑化		<ul><li>●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。</li></ul>	
形質の	変更	法面又は 擁壁の外観 及び緑化		<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。</li></ul>	
鉱物の掘	鉱物の掘採又は		び緑化	<ul><li>●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。</li></ul>	
土石の	採取	法面又は擁壁の 外観及び緑化		<ul><li>●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和 に配慮し、緑化に努める。</li></ul>	
木竹の伐採				<ul><li>●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。</li><li>●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。</li></ul>	
屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積				<ul><li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。</li><li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li></ul>	
自動販売機				●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、 木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りで はない。	

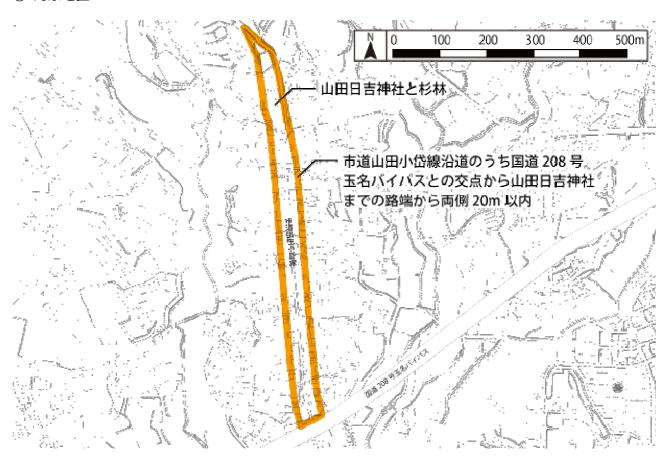
# 山田日吉神社周辺地区

#### ① 景観形成の目標

# 杉林と山田の藤につながる参道の緑を豊かにし、景観の質を高める。

- 参道には、「山田の藤」と調和した、美しい生け垣が並んでいる。
- 山田日吉神社の北部に位置している杉林が保存されている。
- 山田日吉神社に向かう参道の集落には、白山十二坊の坊跡の区画が残されており、祭礼も行われている。
- 多くの人が集まる山田日吉神社の参道において、良好な景観形成を図ることで、新たな魅力を見せている。

#### ② 対象地区



# 【区域】

山田日吉神社と神社へ向かう参道の一部を範囲とします。

#### 【範囲】

- · 玉名市山田日吉神社(玉名市山田上馬場 1-1)
- ・市道山田小岱線沿道のうち国道 208 号玉名バイパスとの交点から山田日吉神社までの路端から両側 20m 以内

#### ③ 主な景観







# ④ 届出対象行為

		規模 <sup>※2</sup>		
建築物の 建築等	大又は外観を変更することとなる		規模にかかわらず全て	
		柵・塀	規模にかかわらず全て	
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	その他 工作物 <sup>※3</sup>	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの、 ※熊本県屋外広告物条例に基づく 許可を受けるものを除く	
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は 干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て		
鉱物の掘採又は二	上石の採取	規模にかかわらず全て		
木竹の伐採		規模にかかわらず全て		
屋外における土 その他の物件の <sup>は</sup>	石、廃棄物、再生資源 推積	規模にかかわらず全て		
自動販売機(屋外	外)の設置	規模にかかわらず全て		
広告物の設置及び	が外観の変更	表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が 90日を超えるもの		

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。
  工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。
- ※3 その他工作物: 玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号~第12号までをいいます。
  - 例:記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等)広告塔または広告板

# ⑤ 景観形成基準

行	 - 為		事項	基準	
			位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した 位置とする。	
			意匠	<ul> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
				共通	●参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。
建築物の建		外観	<b>小観</b> 色彩	外壁 (基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相 (OR(赤)~10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~ 10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度4 以上とする。 ※基調色:壁面面積の1/5以上を占める色
27 A S	の建築等			外壁 (補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色:壁面面積の1/5未満を占める色
				外壁 (強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色:壁面面積の1/20未満を占める色
				屋根	●暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))を用いる場合は、 彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、 それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)につい ては、彩度1以下、明度6以下とする。
			材料	,	:調和するような材料を使用する。 極力瓦を用いる。
		敷地の緑化		<ul><li>●敷地内は極力緑化に努める。</li><li>●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li></ul>	
		,	位置	●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。	
工作物。	柵	• 从組	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意図とする。 ●極力、生け垣とする。	
の建設等	• 塀		色彩	●木や生け垣などの自然が持つ色 (素材) とする。	
等			材料	●極力、生け垣とする。	
		緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。	

行	<b>了為</b>	事項		基準	
	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した 位置とする。	
工作物の建設等		外観	意匠	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li><li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li></ul>	
<del>- 7</del>			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	
土地	土地の区画 形質の変更 法面又は 慮するとともに、緑化に努める。		<ul><li>●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。</li></ul>		
形質			産の外観	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。</li></ul>	
鉱物の	掘採又は	遮蔽及び緑化		<ul><li>●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。</li></ul>	
土石	の採取		スは擁壁の 及び緑化	<ul><li>●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和 に配慮し、緑化に努める。</li></ul>	
	木竹の	の伐採		<ul><li>●伐採は、極力行わないように努める。</li><li>●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。</li></ul>	
屋外における土石、廃 再生資源その他の物件の		, , . ,		<ul><li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。</li><li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li></ul>	
	自動則	反売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、 木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りで はない。	

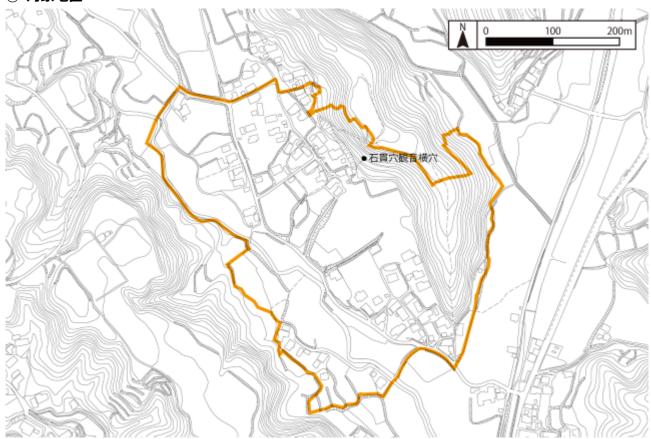
# 石貫安世寺地区

### ① 景観形成の目標

# 石貫穴観音横穴と集落、生業が一体として見える集落景観を守る。

- 石貫穴観音横穴は、周辺住民の手により守られている。
- 瓦屋根の伝統的な住宅や蔵が建ち並び、独特な景観を形成している。
- 高台から見える建築物と農地が調和した集落らしい景観が残されている。

#### ② 対象地区



#### ■区域

市道虎取橋福山線を中心とし、国指定文化財(石貫穴観音横穴及び石貫ナギノ横穴群)の指定範囲を含む、石貫穴観音横穴から一望できる集落を範囲とします。

#### ■節囲

- ・玉名市石貫字鳥井川の一部、字宮ノ下の一部並びに字後田の一部で国指定文化財 石貫ナギノ横 穴群の指定範囲一帯
- ・玉名市石貫字柳野原の全部
- ・玉名市石貫字安世寺の全部(国指定文化財:石貫穴観音横穴指定区域を含む)
- ・玉名市石貫字大平寺の一部で石貫字大平寺 2239 地先里道と山林に囲まれた範囲
- ・玉名市石貫字前ノ畑の全部
- ・玉名市石貫字大門口の全部(鮎返川を含む)
- ・玉名市石貫字羽山 2593 地先里道から字猿渡 2673 地先里道までの範囲で、山林と鮎返川及び市道 虎取橋福山線に囲まれた範囲

### ③ 主な景観









### ④ 届出対象行為

		規模 <sup>※2</sup>		
建築物の 建築等	大叉は外観を変更することとなる		規模にかかわらず全て	
		柵・塀	高さが 1.5mを超えるもの	
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	その他 工作物 <sup>※3</sup>	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの、※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は 干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て		
鉱物の掘採又は当	上石の採取	規模にかかわらず全て		
木竹の伐採		規模にかかわらず全て		
屋外における土 <sup>2</sup> その他の物件の <sup>4</sup>	石、廃棄物、再生資源 推積	規模にかかわらず全て		
自動販売機(屋夕	ト) の設置	規模にかかわらず全て		
広告物の設置及び	が外観の変更	表示面積 1 90 日を超え	㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が さるもの	

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。
  工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。
- ※3 その他工作物: 玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号~第12号までをいいます。
  - 例:記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等)広告塔または広告板

# ⑤ 景観形成基準

行	<b></b>		事項	基準		
				とする。 ●外壁、屋上 び周辺の景 ●付帯する広	<ul> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意図とする。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体がび周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
				共通	<ul><li>●周辺の伝統的な建築物、山林・農地との調和に 配慮するよう努める。</li><li>●建築材料(木材や漆喰等)の素材そのものの色 彩については、下記の基準を適用しない。</li></ul>	
<b>夏</b> 等 中	建築物			外壁 (基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相 (OR(赤)~10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~ 10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度4 以上とする。 ※基調色:壁面面積の1/5以上を占める色	
5 左次 <u>左</u> 沙 左河	の建築等		色彩	外壁 (補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色:壁面面積の1/5未満を占める	
				外壁 (強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色:壁面面積の1/20未満を占める色	
				屋根	●暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))を用いる場合は、 彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、 それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)につい ては、彩度1以下、明度6以下とする。	
			材料		:調和するような材料を使用する。 極力瓦を用いる。	
		敷地の緑化		<ul><li>●敷地内は極力緑化に努める。</li><li>●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li></ul>		
		,	位置	●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。		
工作物の	柵	外観	意匠	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意とする。</li><li>●極力、生け垣とする。</li></ul>		
の建設等	塀		色彩	色彩 ●木や生け垣などの自然が持つ色(素材)とする。		
等			材料	●極力、生け垣とする。		
			緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。		

行	<b></b>	事項		基準	
4	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した 位置とする。	
工作物の建設等		外観	意匠	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li><li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li></ul>	
7			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	
土地	の区画		2の形状 び緑化	<ul><li>●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。</li></ul>	
形質	の変更	擁壁	面又は 壁の外観 び緑化	<ul><li>●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。</li></ul>	
鉱物の	掘採又は	遮蔽及び緑化		<ul><li>●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。</li></ul>	
土石	の採取		スは擁壁の 及び緑化	<ul><li>●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和 に配慮し、緑化に努める。</li></ul>	
	木竹の	の伐採		<ul><li>●伐採は、極力行わないように努める。</li><li>●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。</li></ul>	
屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積			<ul><li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。</li><li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li></ul>		
	自動則	反売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、 木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩によ り、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りで はない。	

# 4-3-4 特定施設届出地区

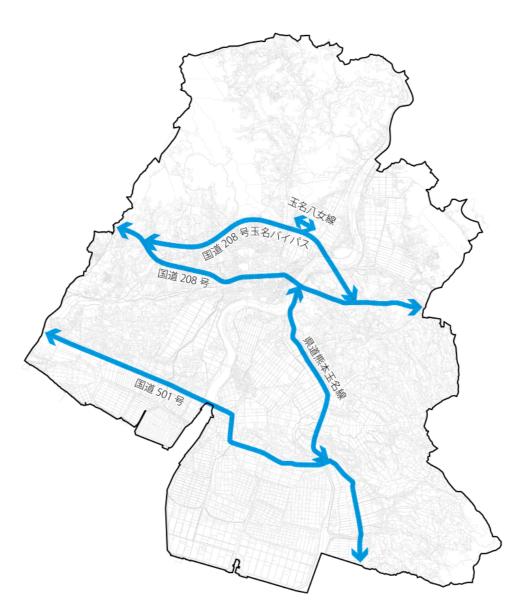
特定施設届出地区は、<u>景観形成推進地区を除く地区</u>を対象に、幹線道路沿線の民間施設について、良好な 景観誘導を図るために指定を行うものです。本市では、次のとおり定めます。

## ■指定路線(景観形成推進地区は除く)

玉名市では、下表及び図のように5路線を指定します。指定路線の路端から両側20m以内の特定施設が、 届出対象及び景観形成基準の対象となります。ただし、<mark>景観形成推進地区は除きます</mark>。

[特定施設届出地区の位置]

路線名	始点	終点	範囲
国道208号	本市と玉東町との境界	本市と荒尾市との境界	
国道208号玉名 バイパス	国道 208 号との交点(玉名市寺田)	国道 208 号との交点(玉名市岱明 町開田地内)	路端から
国道501号	本市と長洲町との境界	本市と熊本市との境界	両側 20m
県道熊本玉名線	国道 501 号との交点(玉名市天水 町部田見地内)	高瀬大橋(玉名市大倉)	以内
県道玉名八女線	繁根木川(玉名市玉名晚次郎)	県道玉名立花線との交点	



### ■届出対象行為(景観形成推進地区は除く)

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部または一部が特定施設届出地区に係る もので、以下の届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

### [届出対象となる特定施設一覧]

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第 1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営 業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセン ター、ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱 所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店 等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ、貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
広告塔、広告板	看板 等
その他	カラオケボックス、屋上広告

### [特定施設届出地区の届出対象行為の基準]

	行為の種類 <sup>※1</sup>	規模**2		
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若 しくは撤去又は外観を変更 することとなる修繕、模様 替え若しくは色彩の変更	行為に係る部分の床面積の合計、または、行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの		
	新設、増築、改築、移転若 しくは撤去又は外観を変更 することとなる修繕、模様 替え若しくは色彩の変更	柵・塀・擁壁等	高さが 1.5mを超えるもの	
工作物の 建設等		工作物 1	高さが5mを超えるもの(電気供給又は 有線電気通信のための電線路又は空中線 の支持物にあっては10m)	
		工作物 2	高さが 5 m を超え、かつ築造面積が 10 ㎡ を超えるもの	
		広告塔及び広告板	表示面積が1㎡を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づ く許可を受けるものを除く	

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

### [工作物 1、工作物 2について]

工作物 1: 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は 有線電気通信のための電線路または空中線の支持物

工作物 2:遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、立体の自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等)広告塔または広告板

# ■景観形成基準(景観形成推進地区は除く)

行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul> <li>・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から 後退した位置とする。</li> <li>・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。</li> <li>・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</li> <li>・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</li> <li>・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> </ul>
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul> <li>・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。</li> <li>・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</li> <li>・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。</li> <li>・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</li> <li>・色彩については、できるだけ多色使いを避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。</li> </ul>
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul> <li>・ 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。</li> <li>・ 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</li> <li>・ 建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。</li> <li>・ 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。</li> <li>・ スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</li> <li>・ 敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。</li> </ul>
その他	<ul><li>・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</li><li>・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。</li><li>・ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</li></ul>

### 4-3-5 眺望景観保全地区

本市には、玉名平野や菊池川、雲仙普賢岳まで見渡せる眺望点が各所にあります。これらから見える眺望は、雄大かつ圧巻であることから、本市の景観の良さを実感し、親しみや感動を持ってもらうことができます。

眺望景観は、本市の自然、農業等の生業、市民生活(日々の生活からにじみ出る様相)、建築行為等\*、景観まちづくりなど、景観に関わるあらゆる姿が組み合わさって見えています。

そのため、景観形成においては、建築行為等や屋外広告物そのものやその周辺だけに注意するだけではなく、眺望点から見た時の見え方についても配慮することで、景観を守り、より魅力的な景観をつくることができます。

このような考え方から、市全域を「眺望景観保全地区」に定め、眺望景観を意識した景観形成を推進します。 具体的な基準は設けず、景観形成の考え方を示し、景観に対する意識の醸成を図ります。

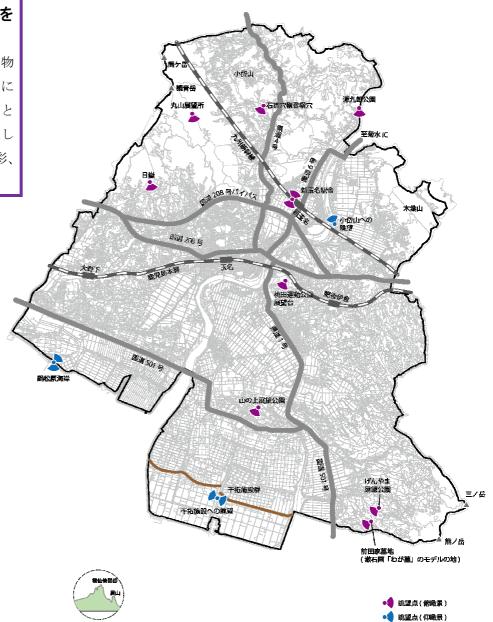
※建築行為等:一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区、特定施設届出地区における景観形成基準に定める行為及び屋外広告物の設置

#### ■景観形成の考え方

# 眺望点からの見え方を 意識した、建築行為等を 行います

建築行為等(屋外広告物の設置も含む)を行う際には、周辺景観に配慮するとともに、眺望景観を意識した外観(位置、意匠、色彩、材料など)とします。

### [代表眺望点(参考)]



## [景観形成上、特に大事にしたい眺望点]

実山展望公園からの眺望



前田家墓地からの眺望



干拓施設への眺望



桃田運動公園からの眺望



石貫穴観音横穴からの眺望



日獄からの眺望



# 5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市の歴史や文化の象徴となる景観資源(建造物、樹木)を保全することは、地域の歴史や文化を守り、個性豊かな景観形成の推進につながります。

そのため、本市にとって景観上重要となる建造物や樹木については、「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定し、保全や活用を図ることとします。

### 5-1 景観重要建造物の指定の方針

- ❖本市または各地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ❖ 景観の賞を受賞するなど優れたデザインを有し、良好な景観形成や観光振興などに寄与すると認められるもの



イメージ

- ❖ 消失・滅失により、本市または地域の歴史・文化・景観に多大な影響を与えると認められるもの
- ❖ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ◆ 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として 指定され、または仮指定された建造物でないこと
- ◆ 所有者の合意が得られるもの。ただし、所有者が不明、または、いない場合は、この限りではない

# 5-2 景観重要樹木の指定の方針

- ❖本市または各地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容(樹高、枝張、 幹など木の形)が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観 の形成に重要なものであること
- ◆市民から親しまれている樹木であり、地域のシンボルになるなど、良好な景観形成や観光振興などに寄与する樹容と認められるもの
- ❖ 消失・滅失により、本市または地域の歴史・文化・景観に多大な影響を与えると認められるもの



イメージ

- ❖ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ❖ 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、または仮 指定された樹木でないこと
- ❖ 所有者の合意が得られるもの。ただし、所有者が不明、または、いない場合は、この限りではない

### 参考:景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

景観重要建造物及び景観重要樹木は、<u>地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)または樹木について、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る</u>ものです。歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではなく、景観として優れている物に対して保全しようとするものです。ただし、以下の物件は指定の対象外とすることが規定されています。

指定できない景観重要建造物(景観法第 19 条第 3 項)	指定できない景観重要樹木(景観法第 28 条第 3 項)
文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天	文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物または史
然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指	跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木に
定された建造物については、指定できない。	ついては、指定できない。

上表以外の物件については、必要に応じて、景観重要建造物及び景観重要樹木への指定検討の対象となります。

景観重要建造物、景観重要樹木に指定されると、これらの所有者及び管理者は、<u>景観が損なわれないように適切に管理</u>し、<u>現状を変更しようとするときには市長の許可を得る</u>必要があります。

# 6. 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、景観を阻害する要因としてあげられることが少なくありません。屋外広告物は、形、色彩、 意匠(デザイン)、大きさ等多種多様であり、人々の日常生活や経済活動等にとって大きな役割を果たすとと もに、まちなみににぎわいを持たせることができる反面、無秩序な掲出は、まちなみ景観に悪影響を与える ことがあります。

このことから、屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として、屋外広告物に対する基本方針を定めます。

なお、具体的な許可基準等は、「熊本県屋外広告物条例」で定める内容となります。

### [基本方針]

- ❖屋外広告物の景観に与える影響や効果、注意点等について、市民・事業者に周知します。
- ❖屋外広告物は、建築物や工作物と一体となって、周辺のまちなみ景観や田園景観、山林景観等との調和を図り、質の高い景観形成となるよう誘導します。
- ❖屋外広告物の意匠・色彩・大きさ・位置等を工夫し、無秩序な掲出とならないよう注意し、まちなみ景観において、人々に不快感を与えることのないよう、掲出を誘導します。
- ❖ 景観形成推進地区や景観形成準備地区、人が多く集まる観光地・観光施設においては、特に景観に配慮したものとなるよう誘導します。
- ❖屋外広告物の表示面積や掲出数については、できる限り最小限とし、屋外広告物の集約化や色彩の工夫を行うなど、全体のバランスに配慮するよう誘導します。

# 7. アクションプラン (協働の景観づくり)

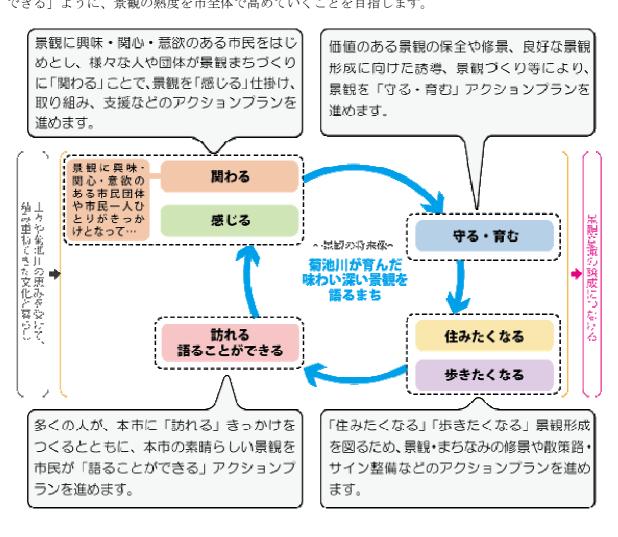
### 7-1 アクションプランの考え方

良好で魅力的な景観形成は、行政だけでは実現できません。ハード・ソフトでの景観まちづくりを住民、 まちづくり団体、行政が協働して進めることが大事です。

景観まちづくりにあたっては、景観の将来像とその考え方や景観方針、景観形成方針と関連づけて以下に 示す具体的取組メニューを、地域の実状にあわせて複数組み合わせて、進めていくことが効果的です。

# ≪景観の将来像とアクションプラン≫

魅力的な景観をつくるためには、景観の将来像等を踏まえて、事業を進めていくことが大切です。 地区によって景観形成の進み具合は異なりますが、アクションプランに取り組むことで、景観形成 に「関わる」人や景観を意識し、「感じる」人を増やし、景観を「守る・育む」ことにつなげ、玉名市 に「住みたくなる」「歩きたくなる」と思われるよう工夫し、市民や来訪者が「訪れる」「語ることが できる」ように、景観の熟度を市全体で高めていくことを目指します。



### 7-2 アクションプランの内容

アクションプランの内容を以下に示します。

### 7-2-1 アクションプランの内容

関わる

感じる

につなげるアクションプラン

### ■景観美化活動の推進

市民や団体によるボランティアにより、花植えやごみ拾いなどを推進し、景観資源やまちの美化を進めます。





随時



玉名市

全域

# ■景観ボランティア団体への活動支援

景観まちづくりにおいて、主体的な地域づくり活動を行っている団体の活動や取組について支援します。

# ■大学との連携と研究・教育の場の提供











随時

随時

高瀬裏川や高瀬のまちなみ、古墳、横穴群などの景観資源について、大学等と連携し、研究の題材や教育のフィールドとして活用します。

また大学と連携した景観資源の掘り起こし、新たな魅力の創出を進めます。

# ■世代間交流による地域の伝統行事・祭事の伝承



随時

玉名市の歴史や伝統行事・祭事の文化・風習など、景観資源の価値を後世に継承するため、世代間交流を 活発化し、歴史や文化・まつり、景観資源の価値の継承を図ります。

## ■魅力的な景観イベントの実施





玉名市の景観資源に関して市内外の人々に興味・関心を持ってもらうため、田ん ぼアートや、景観ツアーの実施など、景観を絡めた魅力的なイベントを実施します。



玉名市

### ■景観に関するコンクールやコンテストの実施

「玉名市観光フォトコンテスト」など、景観に関するコンクールやコンテスト、「景観 100 選」の実施により優れた 景観資源や景観まちづくり活動を評価し、表彰を行います。





### ■眺望点の設定・整備





玉名市の良い景観を望むことができる視点場や眺望点の掘り起こしと眺望点周辺の環境整備を行います。

## につなげるアクションプラン

### ■景観資源の文化財指定の推進



随時

歴史的・文化的な価値があると認められる景観資源について、文化財としての選定を推進します。

## ■屋外広告物の誘導









随時

まちなみの連続性や統一感に配慮したものとなるよう、屋外広告物条例を踏まえ、屋外広告物の表示や掲出に関して誘導します。

## ■景観重要建造物・景観重要樹木の選定







地域のシンボルとなるような、景観上重要な建造物や樹木について、「景観重要建造物」「景観重要樹木」に選定します。

## ■景観重要公共施設の設定





良好な景観を形成していく上で重要な公共施設については「景観重要公共施設」に選定します。

# ■地産地消の推進







農林業の振興を進めながら、市民が地産地消を意識し、地域の農産物を積極的に購入することで、農林水産業を支え、美しい農地の景観を育み、守ります。

## ■文化的景観(文化財保護法)の検討





地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものについて、「文化的景観」の指定に向けた検討を行います。

住みたくなる

## 歩きたくなる

# につなげるアクションプラン

## ■歴史的な景観・まちなみの修景









歴史的な景観・まちなみを再生・保全し、良好な景観を創出するため、歴史的な景観・まちなみに対し、 修景に取り組みます。

# ■景観資源をみてもらうためのサイン整備





景観資源の視点場や、その位置などを案内板の設置等により、来訪者にわかりやすく伝えるサインを整備 します。

### ■玉名の景観と歴史を楽しめる景観散策ルートの整備





菊池川とともに発展した歴史的景観を散策するルートや、古墳、横穴群など、山の恵みにより発展した景観を散策するルートなど、その歴史性を踏まえ、優れた景観資源をつなぐルートやネットワークを設定し、 散策路(フットパス等)等の整備を進めます。

## 訪れる 語ることができる

### につなげるアクションプラン

# ■玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成













玉名の景観や歴史を知り、語ることができる人材を育成し、玉名の景観や歴史を紹介する「景観ガイド」 や玉名の景観を守り育てる、「景観コーディネーター」を育成します。

景観に関する勉強会や、玉名の歴史・文化・知識を問う「ご当地検定(玉名人検定等)」の実施等により玉名市の優れた歴史や景観を地域内外に PR できる人材の育成を図ります。

### ■景観資源を管理・保全するための枠組みの構築









地域の魅力的な景観資源を住民やまちづくり団体等が協働して、維持・管理に取り組みます。

高齢化や担い手不足により、景観資源の維持・管理が困難な地域については、地域と協働して、地域の担い手やコミュニティ等を維持し、景観資源を継承していく方策を検討します。

### ■市民への景観まちづくりの周知と啓発





市民一人ひとりが「景観を良くしよう」とする考え方が浸透するよう、景観に関する研修会を実施し、景観や地区の歴史を磨き、守ろうとする意識づけを行います。

## ■学校教育における歴史・景観教育



「玉名学」による、地域の歴史や景観資源を学ぶ授業や景観ボランティアの体験・実施などにより、地域への愛着と景観づくりに対する意識の醸成を図ります。

### ■景観フォーラムの実施





市民に対し、景観づくりの意義や役割を伝え、景観づくりに対する意識醸成を図る景観フォーラムを実施します。

## ■景観資源・景観まちづくり等の情報発信



地域内では、景観づくりに関する取り組みや勉強会、イベント等に参加を促すため、「広報たまな」等を活用した情報の発信を行います。また、地域外に向けては、玉名の優れた景観資源を認知してもらうため、景観ポータルサイトの開設やパンフレットを活用した景観資源の紹介等を行います。

## 7-2-2 地区別のアクションプラン

地区の実情に合わせて、複数のアクションプランを組み合わせて実施することが効果的です。 以下に、景観形成推進地区と景観形成準備地区において効果的と考えられるアクションプランを示します。

#### [地区別のアクションプラン例]

